

○総務省訓令第 号

電波法関係審査基準の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和 年 月 日

総務大臣

電波法関係審査基準の一部を改正する訓令

電波法関係審査基準（平成13年総務省訓令第67号）の一部を次のように改正する。

（下線の部分は改正部分）

改正後	改正前
<p>第2章 免許を要する無線局の一般的審査 （無線局の免許及び再免許並びに予備免許）</p> <p>第3条 法第6条第1項又は第2項の申請書並びにそれに添付される免許規則に定める無線局事項書及び工事設計書を受理したときは、法第7条第1項又は第2項の規定に基づき、その申請が次の各号に適合しているかどうかを審査し、適合していると認められるときは、予備免許若しくは免許又は再免許を与える。ただし、電気通信業務用無線局（地上一般放送局（エリア放送を行うものに限る。以下この条において同じ。）を除く。以下この条において同じ。）又は基幹放送をする無線局に割り当てることができる周波数が不足する場合には、それぞれ、根本基準第9条又は放送局根本基準第10条の規定に基づき優先する無線局の申請者に予備免許又は再免許を与える。この場合において、一方の申請者が再免許の申請を行った者であるときは、他方の申請者は、当該再免許に係る無線局の免許の有効期間満了前3か月以上6か月を超えない期間に申請を行った者に限り</p>	<p>第2章 [同左]</p> <p>（無線局の免許及び再免許並びに予備免許）</p> <p>第3条 法第6条第1項又は第2項の申請書並びにそれに添付される免許規則に定める無線局事項書及び工事設計書を受理したときは、法第7条第1項又は第2項の規定に基づき、その申請が次の各号（<u>認定経営基盤強化計画（放送法（昭和25年法律第132号）第116条の5第4項に規定する認定経営基盤強化計画をいう。以下同じ。）を提出した国内基幹放送事業者（特定地上基幹放送局（当該特定地上基幹放送局を用いて行われる国内基幹放送に係る放送対象地域が同法第116条の3第1項の指定放送対象地域であるものに限る。）の免許人に限る。別添6において同じ。）が同法第116条の6第3項本文の規定の適用を受ける場合にあつては、第8号を除く。）に適合しているかどうかを審査し、適合していると認められるときは、予備免許若しくは免許又は再免許を与える。ただし、電気通信業務用無線局（地上一般放送局（エリア放送を行うものに限る。以下この条</u></p>

、電気通信業務用無線局については根本基準第9条の規定に基づき優先する無線局を審査する際に、基幹放送をする無線局については放送局根本基準第10条の規定に基づき優先する基幹放送をする無線局を審査する際に、それぞれ再免許に係る電気通信業務又は基幹放送業務の継続の確保に配慮する。また、地上一般放送局の申請で、既に他の地上一般放送局に割り当てられている周波数を、当該地上一般放送局の免許の有効期間後に使用することを希望するものにあつては、当該地上一般放送局の免許の有効期間満了前3か月以上6か月を超えない期間に行われたものに限り審査の対象とする。

〔(1)・(2) 略〕

(3) 無線局事項書に記載された事項は、次のアからクまでに適合するものであること。

〔ア～キ 略〕

ク 基幹放送の業務に用いられる電気通信設備は以下を満たすものであること。

(ア) 特定地上基幹放送局の場合

A 放送法(昭和25年法律第132号)第111条第2項第1

において同じ。)を除く。以下この条において同じ。)又は基幹放送をする無線局に割り当てることのできる周波数が不足する場合には、それぞれ、根本基準第9条又は放送局根本基準第10条の規定に基づき優先する無線局の申請者に予備免許又は再免許を与える。この場合において、一方の申請者が再免許の申請を行った者であるときは、他方の申請者は、当該再免許に係る無線局の免許の有効期間満了前3か月以上6か月を超えない期間に申請を行った者に限り、電気通信業務用無線局については根本基準第9条の規定に基づき優先する無線局を審査する際に、基幹放送をする無線局については放送局根本基準第10条の規定に基づき優先する基幹放送をする無線局を審査する際に、それぞれ再免許に係る電気通信業務又は基幹放送業務の継続の確保に配慮する。また、地上一般放送局の申請で、既に他の地上一般放送局に割り当てられている周波数を、当該地上一般放送局の免許の有効期間後に使用することを希望するものにあつては、当該地上一般放送局の免許の有効期間満了前3か月以上6か月を超えない期間に行われたものに限り審査の対象とする。

〔(1)・(2) 同左〕

(3) 〔同左〕

〔ア～キ 同左〕

ク 〔同左〕

(ア) 〔同左〕

A 放送法第111条第2項第1号及び第121条第2項第1

号及び第121条第2項第1号の規定による設備の損壊又は故障に対する措置については、放送法関係審査基準（平成23年総務省訓令第30号）別添1に掲げる対策が講じられていること。

[B 略]

[(イ) 略]

[(4)～(8) 略]

(9) 基幹放送局の業務を維持するに足りる技術的能力は、次のアからエまでに適合するものであること。

ア 放送法施行規則（昭和25年電波監理委員会規則第10号）第76条第3項第2号に規定する設備等維持業務（以下「設備等維持業務」という。）を確実に実施することができる体制（設備等維持業務を他人に委託する場合は、委託先を含む。）について、平常時の放送設備の的確な運用及び非常災害発生等の緊急時を含め、放送設備の損壊等が発生した際における的確な対応を実施するための組織全体の連絡系統、各組織の名称、責任者、業務概要及び要員の数が記載されており、適正に要員を配置するとともに緊急時の連絡体制が整備されていること。

イ 設備等維持業務を確実に実施するための規程が整備されていること。

ウ 設備等維持業務の実施の状況を監督する責任者及び設備等維持業務に従事する者が当該設備等維持業務を確実に実施することができる実務経験等の能力を有していること。

エ 設備等維持業務を他人に委託する場合、放送法施行規則第123条の7各号に規定する措置が講じられていること。

号の規定による設備の損壊又は故障に対する措置については、放送法関係審査基準（平成23年総務省訓令第30号）別添1に掲げる対策が講じられていること。

[B 同左]

[(イ) 同左]

[(4)～(8) 同左]

(9) 基幹放送局の業務を維持するに足りる技術的能力は、次のア及びイに適合するものであること。

ア 基幹放送の業務に用いられる電気通信設備を、放送法第121条第1項（特定地上基幹放送局を用いて行う地上基幹放送にあっては、同法第111条第1項及び第121条第1項）の技術基準に適合するように維持するための運用・保守等の業務（以下「設備維持業務」という。）を確実に実施するため、適正に要員を配置することや緊急時の連絡体制が整備されていること。

[新設]

イ 設備維持業務に従事する者が業務を確実に実施することができる実務経験等の能力を有していること。

[新設]

〔(10)～(14) 略〕

(免許人及び予備免許を受けた者の地位の承継の許可)

第11条 法第20条第2項から第5項までの規定による無線局の免許人の地位の承継又は同条第10項の規定による法第8条の予備免許を受けた者の地位の承継の申請書を受理したときは、第3条から第5条までの規定を準用して審査し、適合していると認めるときは、許可する。

別添6 (第3条関係)

地上系による基幹放送局に係る比較審査基準

第1 テレビジョン放送

1～4 [略]

5 上記1～4を基準に比較審査を行う際の評価項目及び評価点は次の表のとおりとする。なお、評価点の合計点が同点である場合には、放送の継続の確保の観点から、再免許の申請を優先する。

表 比較審査を行う評価項目及び評価点

比較審査基準		評価基準	評価点
[1 略]	[略]	[略]	[略]
2	放送対象地域内の世帯カバー率	放送対象地域内の世帯カバー率99%以上	10

〔(10)～(14) 同左〕

(免許人及び予備免許を受けた者の地位の承継の許可)

第11条 法第20条第2項から第5項まで(第4項を除き、これらの規定を放送法第116条の5第4項において準用する場合を含む。)の規定による無線局の免許人の地位の承継又は同条第10項の規定による法第8条の予備免許を受けた者の地位の承継の申請書を受理したときは、第3条(放送法第116条の6第4項各号に掲げる者が同項において読み替えて準用する同条第3項本文の規定の適用を受ける場合にあつては、第8号を除く。)から第5条までの規定を準用して審査し、適合していると認めるときは、許可する。

別添6 (第3条関係)

地上系による基幹放送局に係る比較審査基準

第1 [同左]

1～4 [同左]

5 [同左]

表 [同左]

比較審査基準		評価基準	評価点
[1 略]	[略]	[略]	[略]
2	放送対象地域内の世帯カバー率	放送対象地域内の世帯カバー率99%以上	10

<p>放送対象地域内のできるだけ多くの世帯において放送波での直接受信が可能となる計画を有していること</p> <p>(認定特定放送番組同一化実施方針を提出した国内基幹放送事業者が当該認定特定放送番組同一化実施方針に従って特定放送番組同一化(放送法第116条の4第1項に規定する特定放送番組同一化をいう。4(1)において同じ。)を行う場合にあっては、当該特定放送番組同一化を行う他の国内基幹放送事業者の基幹放送局を用いて行われる基幹放送が受信できる世帯を含む。)。 (10点)</p> <p>※受信可能な電界強度を51dBμV/mとして計算</p>	放送対象地域内の世帯カバー率97%以上99%未満	8	
	放送対象地域内の世帯カバー率94%以上97%未満	6	
	放送対象地域内の世帯カバー率91%以上94%未満	4	
	放送対象地域内の世帯カバー率91%未満	2	
[3]	[略]	[略]	[略]

<p>放送対象地域内のできるだけ多くの世帯において放送波での直接受信が可能となる計画を有していること。 (10点)</p> <p>※受信可能な電界強度を51dBμV/mとして計算</p>	放送対象地域内の世帯カバー率97%以上99%未満	8	
	放送対象地域内の世帯カバー率94%以上97%未満	6	
	放送対象地域内の世帯カバー率91%以上94%未満	4	
	放送対象地域内の世帯カバー率91%未満	2	
[3]	[略]	[略]	[略]

略]			
4 放送 の公正 かつ能 率的な 普及 (6 点)	(1) 地域社会 の要望を充足す る放送が、より 多く設けられて いること。(3 点) ※「ローカル番 組」とは、出演 者、番組内容等 からみて、当該 放送事業者の存 立の基盤たる地 域社会向けの放 送番組(認定特 定放送番組同一 化実施方針を提 出した国内基幹 放送事業者が当 該認定特定放送 番組同一化実施 方針に従って特	ローカル番組比率が1週 間の放送時間中25%以上	3
		ローカル番組比率が1週 間の放送時間中10%以上 25%未満	2
		ローカル番組比率が1週 間の放送時間中10%未満	1

略]			
4 放送 の公正 かつ能 率的な 普及 (6 点)	(1) 地域社会 の要望を充足す る放送が、より 多く設けられて いること。(3 点) ※「ローカル番 組」とは、出演 者、番組内容等 からみて、当該 放送事業者の存 立の基盤たる地 域社会向けの放 送番組と認めら れるもの。	ローカル番組比率が1週 間の放送時間中25%以上	3
		ローカル番組比率が1週 間の放送時間中10%以上 25%未満	2
		ローカル番組比率が1週 間の放送時間中10%未満	1

定放送番組同一化を行う場合にあっては、放送法第116条の6第2項の規定により当該特定放送番組同一化の対象となる二以上の国内基幹放送に係るそれぞれの放送対象地域を併せて一の放送対象地域とみなした場合における当該みなされた一の放送対象地域向けの放送番組を含む。) と認められるもの。

(2) 予備免許後、できるだけ

予備免許後、6か月以内に親局から放送開始。

3

(2) 予備免許後、できるだけ

予備免許後、6か月以内に親局から放送開始。

3

早期の放送開始が予定された計画であること。 (3点) ※希望する周波数の範囲において、再免許の申請を行う者以外の者のみが申請を行っている場合に限り、比較審査の審査対象とする。	予備免許後、9か月以内に親局から放送開始	2
	予備免許後、1年以内に親局から放送開始。	1

第2 ラジオ放送（超短波放送を行う中継局による放送を除く。）

[1～3 略]

4 上記1～3を基準に比較審査を行う際の評価項目及び評価点は次の表のとおりとする。なお、評価点の合計点が同点である場合には、放送の継続の確保の観点から、再免許の申請を優先する。

表 比較審査を行う評価項目及び評価点

比較審査基準		評価基準	評価点
[1]	[略]	[略]	[略]

早期の放送開始が予定された計画であること。 (3点) ※希望する周波数の範囲において、再免許の申請を行う者以外の者のみが申請を行っている場合に限り、比較審査の審査対象とする。	予備免許後、9か月以内に親局から放送開始	2
	予備免許後、1年以内に親局から放送開始。	1

第2 [同左]

[1～3 同左]

4 [同左]

表 比較審査を行う評価項目及び評価点

比較審査基準		評価基準	評価点
[1]	[略]	[略]	[略]

略]			
2	放送対象地域内の世帯カバー率	放送対象地域内の世帯カバー率95%以上	10
	放送対象地域内のできるだけ多くの世帯において放送波での直接受信が可能となる計画を有していること	放送対象地域内の世帯カバー率90%以上95%未満	8
	(認定特定放送番組同一化実施方針を提出した国内基幹放送事業者が当該認定特定放送番組同一化実施方針に従って特定放送番組同一化(放送法第116条の4第1項に規定する特定放送番組同一化をいう。3(1)において同じ。)を行う場合にあつては、当該特定放送番組同一化を行う他の国内基幹放送事業者の基幹放送局を用いて行われる基幹放送が受信できる世帯を含む。)(10点)	放送対象地域内の世帯カバー率85%以上90%未満	6
		放送対象地域内の世帯カバー率80%以上85%未満	4
		放送対象地域内の世帯カバー率80%未満	2

略]			
2	放送対象地域内の世帯カバー率	放送対象地域内の世帯カバー率95%以上	10
	放送対象地域内のできるだけ多くの世帯において放送波での直接受信が可能となる計画を有していること	放送対象地域内の世帯カバー率90%以上95%未満	8
	(認定経営基盤強化計画を提出した国内基幹放送事業者が当該認定経営基盤強化計画に従って特定放送番組同一化(放送法第116条の4第2項第5号イに規定する特定放送番組同一化をいう。3(1)において同じ。)を行う場合にあつては、当該特定放送番組同一化を行う他の国内基幹放送事業者の基幹放送局を用いて行われる基幹放送が受信できる世帯を含む。)(10点)	放送対象地域内の世帯カバー率85%以上90%未満	6
		放送対象地域内の世帯カバー率80%以上85%未満	4
		放送対象地域内の世帯カバー率80%未満	2

3 放送 の公正かつ能率的な普及 (6点又は3点)	(1) 地域社会の要望を充足する放送が、より多く設けられていること。 (3点) ※「ローカル番組」とは、出演者、番組内容等からみて、当該放送事業者の存立の基盤たる地域社会向けの放送番組（認定特定放送番組同一化実施方針を提出した国内基幹放送事業者が当該認定特定放送番組同一化実施方針に従って特定放送番組同一化を行う場合に	ローカル番組比率が1週間の放送時間中50%以上	3
		ローカル番組比率が1週間の放送時間中20%以上50%未満	2
		ローカル番組比率が1週間の放送時間中20%未満	1

3 放送 の公正かつ能率的な普及 (6点又は3点)	(1) 地域社会の要望を充足する放送が、より多く設けられていること。 (3点) ※「ローカル番組」とは、出演者、番組内容等からみて、当該放送事業者の存立の基盤たる地域社会向けの放送番組（認定経営基盤強化計画を提出した国内基幹放送事業者が当該認定経営基盤強化計画に従って特定放送番組同一化を行う場合には、放送法第	ローカル番組比率が1週間の放送時間中50%以上	3
		ローカル番組比率が1週間の放送時間中20%以上50%未満	2
		ローカル番組比率が1週間の放送時間中20%未満	1

<p>あつては、放送法第116条の6第2項の規定により当該特定放送番組同一化の対象となる二以上の国内基幹放送に係るそれぞれの放送対象地域を併せて一の放送対象地域とみなした場合における当該みなされた一の放送対象地域向けの放送番組を含む。)と認められるもの。</p>				<p><u>116条の7第2項</u>の規定により当該特定放送番組同一化の対象となる二以上の国内基幹放送に係るそれぞれの放送対象地域を併せて一の放送対象地域とみなした場合における当該みなされた一の放送対象地域向けの放送番組を含む。)と認められるもの。</p>		
	<p>(2) 予備免許後、できるだけ早期の放送開始が予定された</p>	<p>予備免許後、6か月以内に親局から放送開始。</p>	3		<p>(2) 予備免許後、できるだけ早期の放送開始が予定された</p>	<p>予備免許後、6か月以内に親局から放送開始。</p>
	<p>予備免許後、9か月以内に親局から放送開始。</p>	2		<p>予備免許後、9か月以内に親局から放送開始。</p>	2	

	<p>計画であること。(3点) ※希望する周波数の範囲において、再免許の申請を行う者以外の者のみが申請を行っている場合に限り、比較審査の審査対象とする。</p>	<p>予備免許後、1年以内に親局から放送開始。</p>	<p>1</p>		<p>計画であること。(3点) ※希望する周波数の範囲において、再免許の申請を行う者以外の者のみが申請を行っている場合に限り、比較審査の審査対象とする。</p>	<p>予備免許後、1年以内に親局から放送開始。</p>	<p>1</p>
--	---	-----------------------------	----------	--	---	-----------------------------	----------

附 則

この訓令は、放送法及び電波法の一部を改正する法律（令和5年法律第40号）の施行の日から施行する。